

規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

埼玉県人事委員会規則六一九五

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

別表第二経験者職員採用試験の項を次のように改める。

経験者職員採用試験		一般行政	職員採用上級試験の他の試験職種の対象とならない全ての職	教養試験 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査
心理	設備	総合土木	建築	
主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として電気及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする	

	農業	業務に従事することを職務とする職（警察本部に置かれるものを除く。）	
		主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	

別表第三免許資格職職員の項第一号中「二十一歳以上三十歳未満」を「二十一歳以上三十六歳未満」に、「二十三歳以上三十二歳未満」を「二十三歳以上三十六歳未満」に、「二十歳以上三十歳未満」を「二十歳以上三十六歳未満」に改め、同表経験者職員採用試験の項を次のように改める。

経験者職員 採用試験	試験年度の四月一日における年齢が五十九歳未満の者で民間企業等（自営業を含む。）における職務経験を有する者
---------------	--

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。